

(証券コード 4196)

2025年12月8日

(電子提供措置の開始日 2025年11月29日)

株主各位



東京都渋谷区南平台町16番25号
株式会社 ネオマーケティング
代表取締役 橋本光伸

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://neo-m.jp/ir/library/sm/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに到着するよう議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2025年12月23日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都渋谷区南平台町16番25号 養命酒ビル2階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の
内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

後記「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

議決権の行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1

株主総会に当日
ご出席いただく
場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時

2025年12月23日(火)
午前10時

2

郵送(書面)にて
行使いただく
場合



各議案の賛否を
表示のうえ投函

行使期限

2025年12月22日(月)
午後7時到着分まで

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

3

インターネットにて
行使いただく
場合
(パソコン、スマートフォン)



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案の賛否を
入力

行使期限

2025年12月22日(月)
午後7時まで

インターネットによる議決権行使のご案内については、次頁をご参照ください。

議決権の行使に関する事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（ <https://evote.tr.mufg.jp/> ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します）。
- (2) パソコン、スマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年12月22日（月曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（ <https://evote.tr.mufg.jp/> ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

また、本議案は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 ハシモト ミツノブ 橋 本 光 伸 (1975年10月25日生)	1999年4月 ㈱日本経済広告社入社 2000年10月 ㈱メディアインタラクティブ（現当社）設立 代表取締役（現任） 2023年10月 当社代表取締役（営業本部管掌）（現任） 2025年4月 ㈱ネオパートナーズ取締役（現任）	506,650株
取締役候補者とした理由		橋本光伸氏は、当社の代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。	
2	再任 アライケ カズフミ 荒 池 和 史 (1976年3月24日生)	1999年3月 ㈱セブン-イレブン・ジャパン入社 2004年12月 ㈱クークー入社 2006年8月 イー・ガーディアン㈱入社 2008年12月 同社取締役 2012年6月 イーオペ㈱（現イー・ガーディアン東北㈱） 代表取締役 2015年12月 当社入社 事業企画室長 2016年12月 当社取締役（営業本部管掌） 2023年10月 当社取締役（サービス本部管掌）（現任）	44,500株
取締役候補者とした理由		荒池和史氏は、2016年12月から当社取締役として営業本部、2023年10月からサービス本部を管掌し、当社の経営をリードしてきた経験と実績を有しております。当社グループのさらなる成長のため、引き続き選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	再任 モ リ タ ナ オ キ 森 田 尚 希 (1971年12月5日生)	1994年4月 ヨシコン㈱入社 2000年8月 ㈱フレームワークス入社 2007年11月 アルメックスPE㈱(現㈱アルメックステクノ ロジーズ) 入社 2009年10月 アップサイド㈱入社 2012年4月 イー・ガーディアン㈱入社 2014年7月 ㈱レアジョブ入社 2018年10月 同社執行役員管理部門管掌 2020年4月 同社執行役員CFO 2022年10月 当社入社 執行役員CFO 2022年12月 当社取締役CFO(管理本部(現経営管理本部) 管掌)(現任) 2025年4月 ㈱ネオパートナーズ代表取締役(現任)	3,500株
取締役候補者とした理由		森田尚希氏は、管理部門における豊富な経験と幅広い知見を有しております。入社以来、取締役CFOとして当社の成長戦略の立案のほか、管理体制の強化やコーポレートガバナンスの強化に尽力してきたことに加え、今後はコーポレートガバナンスのさらなる推進・強化への貢献が期待されるため、引き続き選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	再任 ミハラ タカオ 三 原 宇 雄 (1975年8月20日生)	2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年9月 ㈱レコフ入社 2007年3月 三菱UFJ証券㈱（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱）入社 2010年7月 ㈱みずほ銀行 入行 2014年4月 三原公認会計士事務所所長（現任） 2016年1月 ㈱レアジョブ監査役 2016年4月 マーブルメトリクス㈱代表取締役（現任） 2016年6月 ㈱レアジョブ取締役（監査等委員）（現任） 2020年4月 ㈱インフォキュービック・ジャパン監査役 2020年11月 一般社団法人日本ケアテック協会監事 2022年4月 ㈱ビーブリッド取締役（現任） 2023年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）	—
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割		三原宇雄氏は、公認会計士の資格を有しており、会計の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として、取締役候補者の選定及び役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性を担保し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献いただくことを期待しております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	再任 ハラシマ シゲオ 原 島 茂 雄 (1974年10月31日生)	1997年 7月 加藤公認会計士事務所入所 2000年 1月 森谷会計事務所入所 2005年 3月 税理士登録 2006年 5月 ㈱メディアインタラクティブ(現当社) 監査 役 2006年 7月 はらしま会計事務所所長(現 J G A 税理士法 人代表社員)(現任) 2012年 2月 ゲー シ ー ズ ア カ ウ ン ツ (現 J Glocal Accounting㈱)代表取締役(現任) 2013年12月 J Glocal Accounting Co.,Ltd. (タイ王国) 代表取締役(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	30,900株
社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割		原島茂雄氏は、税理士の資格を有しており、税務の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として委員の活発かつ建設的な意見の表明を促す等、同委員会の効果的・効率的な運営に資することを期待しております。	
3	再任 ナカガワ タツヤ 中 川 達 也 (1976年 1 月21日生)	2000年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 染井・前田法律事務所入所 2004年10月 染井・前田・中川法律事務所パートナー(現 任) 2010年 6月 パウダーテック㈱取締役 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年 3月 ㈱グッピーズ監査役	4,000株
社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割		中川達也氏は、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として、取締役候補者の選定及び役員報酬の決定に関し、公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献いただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三原宇雄氏、原島茂雄氏及び中川達也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 三原宇雄氏、原島茂雄氏及び中川達也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者三原宇雄氏、原島茂雄氏及び中川達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 三原宇雄氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年です。原島茂雄氏及び中川達也氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって10年です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】株主総会後の取締役のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。なお、次の一覧表は各自が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における 地位	企業経営 経営戦略	営 業 マーケティング	法 務 リスク管理	人事・労務 人材開発	財 会 務 計	AI テクノロジー
橋本 光伸	代表取締役	●	●				
荒池 和史	取締役	●	●				●
森田 尚希	取締役CFO			●	●	●	
三原 宇雄	取締役 (監査等委員)	●		●		●	
原島 茂雄	取締役 (監査等委員)	●				●	
中川 達也	取締役 (監査等委員)			●	●		●

事業報告

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「～Make Everyone Wonderful～私たちは人の心を満たす商品・サービスがあふれる社会を目指している」をビジョンに掲げ、企業のマーケティング活動を強力に支援するサービスを包括的に提供しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの広がりや雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の長期化や海外経済の減速懸念、地政学的リスクの高まりなどから、依然として先行きの不透明感が拭えない状況が続いております。

日本企業は、AI活用、イノベーションの創発、生産性の向上、人口減少の中での顧客創造、といったテーマに直面し、急速に変化する市場環境の中でマーケティングのあり方そのものの見直しを迫られております。そういった課題背景のもと、中長期的に当社グループが提供するマーケティング支援事業の需要が喚起されていくものと予想しております。

このような状況の中、当連結会計年度は中期経営計画に沿って採用を実施したマーケティングコンサルタントの育成・教育に取り組み、中長期的な顧客獲得体制及びサービス受注体制拡充に向けた活動に注力いたしました。

サービス開発の取り組みとしては、一般生活者によるSNS投稿を活用し、共感性・親近感・鮮度を重視した口コミを継続的に創出するインフルエンサーマーケティング支援サービス「Looply (ループリー)」の提供を開始いたしました。InstagramやTikTokで高品質な投稿を行う一般クリエイターを選定し、リアルな使用体験に基づく投稿を通じて、企業のブランド信頼向上と購買導線の構築の支援が可能となりました。

資本政策としては、資本効率の向上及び株主還元の一環として、2025年8月29日に自己株式の取得を完了しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,306,479千円（前年同期比9.9%増）、営業利益10,849千円（同30.0%減）、経常利益7,654千円（同45.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益26,630千円（同81.9%減）となりました。

なお、当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

サービス別の売上高は、次のとおりです。

売上高内訳

内 容	金額（単位：千円）	売上高構成比	前期比
インサイトドリブン	551,139	23.9%	111.2%
カスタマードリブン	998,089	43.3%	118.0%
デジタルマーケティング・PR	417,053	18.1%	103.3%
カスタマーサクセス・その他	340,196	14.7%	96.4%
計	2,306,479	100.0%	109.9%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,945千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、リサーチDEMO！システムのバージョンアップ機能追加2,191千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、効率的な事業資金の調達を行うため、取引銀行2行と借入限度額200,000千円の当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越にかかわる借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい経営環境の中で常に新しいマーケティングソリューションを生み出し続けることによって着実に成長を続けており、顧客とともにイノベーションを創造し価値ある情報サービスを提供することにより事業規模の拡大を推進するために、次の課題に重点的に対処してまいります。

① 採用、教育体制の構築

当社のマーケティングコンサルタントが、当社グループが提供するサービスについての知識やノウハウを吸収し、顧客に対する提案力を向上させていくためには、相当程度の時間を要することが課題となっております。当社グループの提供するサービスに対応力の高い優秀な人材を採用するため、全社一丸となって採用に取り組むとともに、人的資本への投資の観点からもいち早く効率的に戦力化するための教育プログラムの開発に取り組んでまいります。

② ブランディングの強化

当社グループが見込顧客と接点を持ち、業務のご依頼や企画コンペティションへの参加機会を増やすためには、まずお問い合わせを促す導線や仕掛けを含めた自社のマーケティング活動が重要です。自社メディアを活用した導線の強化や、

見込顧客を顧客化していく仕組みの構築に取り組むとともに、当社グループの知名度を相当程度向上させていく必要があると認識しております。そのため、独自サービスの提供を通じて既存顧客の成功を支援し、その成功事例を自社サイトに掲載することで、知名度の向上とブランディングの強化を図ってまいります。

③ デジタル推進、AI活用

当社グループは、社会全体で急速にデジタル化、AI化が進む中、インフラやデバイスの技術革新が加速する環境において、継続的な成長を実現するためには、新技術の有用性を見極め、適時に対応することが重要な課題であると認識しております。次々と登場する新技術やデバイスを吟味し、必要に応じて積極的な投資を行いながら応用していくことで、競争力の強化を図ってまいります。

特に生成AI等の最新技術の活用を積極的に検討・導入し、業務プロセスの効率化や業務の高度化を図ってまいります。これらの取り組みを支えるため、技術革新に柔軟に対応できる人材の育成と確保にも投資を行ってまいります。

④ 組織体制の強化

当社グループは、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容の拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後も、明確な役割の設定と各階層への適切な権限委譲を行うことでよりスピード感をもった経営を進めるとともに、一層のガバナンス強化に努めてまいります。

⑤ 戦略的なM&A等の推進

当社グループは、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、戦略的なM&Aや資本業務提携、アライアンスの活用を積極的に推進してまいります。既存事業の着実な成長に加え、成長スピードの最大化を図るべく、まずは、マーケティング支援の領域の中で既存事業とのシナジーを生み出せる企業との連携を模索し、統合後のシナジー効果を最大限に引き出すことを目指します。当社の強みと外部リソースを組み合わせた戦略的パートナーシップを構築することで、新たな価値創造を促進し、既存事業の周辺領域への事業拡大にも取り組んでまいります。これらの取り組みを支えるため、社内体制の強化と能動的な案件探索を進め、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2022年9月期)	第24期 (2023年9月期)	第25期 (2024年9月期)	第26期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高 (千円)	2,251,134	2,275,453	2,098,078	2,306,479
経 常 利 益 (千円)	280,059	313,467	14,072	7,654
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△280,654	198,371	147,436	26,630
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△112.35	80.50	59.68	10.76
総 資 産 (千円)	1,359,655	1,376,619	1,686,792	1,798,826
純 資 産 (千円)	522,251	652,722	810,290	790,514
1株当たり純資産額 (円)	207.81	265.18	327.16	323.29

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2022年9月期)	第24期 (2023年9月期)	第25期 (2024年9月期)	第26期 (当事業年度) (2025年9月期)
売 上 高 (千円)	2,058,004	2,142,522	2,003,253	2,222,734
経常利益又は経常損失(△) (千円)	288,172	327,325	34,549	△8,450
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△305,133	225,368	75,924	15,251
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△122.15	91.46	30.74	6.16
総 資 産 (千円)	1,329,800	1,488,732	1,636,294	1,736,564
純 資 産 (千円)	521,673	679,141	765,197	734,042
1株当たり純資産額 (円)	207.58	275.91	308.96	300.19

(6) 重要な子会社の状況（2025年9月30日現在）

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
パイルアップ株式会社	8,000千円	100.0%	マーケティング支援事業
株式会社ネオパートナーズ	5,000千円	100.0%	有料職業紹介事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、クライアント企業のマーケティングプロセスを独自の「マーケティングフレームワーク4K」を使って一貫通貫にサポートできることを特長としています。「4K」とは、生活者インサイトの発見（カクシン）からプロダクト開発（カイハツ）、プロモーション支援（カイタク）からPDCAの実行（カイゼン）までを指します。当社ではそれぞれのマーケティングプロセスにおいて各種ソリューションを自社リソースで網羅的に提供可能であることが強みとなっております。

当社グループは、その特長を生かし、お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。

サービス名	サービスの内容
インサイトドリブン	定性調査を通じて、生活者自身が気づいていない意識下に存在している「人を動かす隠れた心理」（インサイト）を発見し、商品開発や提案を支援するマーケティングサービスです。生活者の行動観察や実験の思考法を用いて本質的なニーズを探り、発見したインサイトを起点に当社グループでアイデア・コンセプト、プロトタイプまで創り上げクライアントの提案に繋がります。
カスタマードリブン	生活者パネルから得た定量データを分析し、顧客を分類した上で、顧客が商品やサービスを知ってから最終的に購入するまでの行動・思考・感情等（カスタマージャーニー）を解析することで、顧客起点のプロモーション戦略の立案から検証までを支援するマーケティングサービスです。
デジタルマーケティング・PR	デジタル広告やSNS運用、PR支援など、企業のブランド発信・顧客獲得を支援するサービスです。マーケティング・リサーチで蓄積したデータやインサイトを活かし、戦略設計から実行支援までを一貫通貫で提供します。
カスタマーサクセス	生活者起点の分析により、自社の商品やサービスが「顧客の成功体験」に寄与できるように、積極的支援を行う企業姿勢と、そのための戦略・施策を提供するサービスです。お客様の解約低減やリピート促進、アップセルなどの成果を目指し、戦略立案から施策実行まで対応しており、那覇・横浜の拠点を活用し、電話・メール、Web会議など多様な手段でサポートします。

(8) 主要な事業所（2025年9月30日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
大阪営業所	大阪府大阪市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
札幌営業所	北海道札幌市中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
沖縄なはマーケティングラボ	沖縄県那覇市
横浜オフィス	神奈川県横浜市中区
関西オフィス	兵庫県三田市

② 子会社

名称	所在地
パイルアップ株式会社	東京都渋谷区
株式会社ネオパートナーズ	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
124（50）名	9名増（9名減）

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121（48）名	9名増（2名減）	33.74歳	4.16年

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年9月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高 (千円)
株 式 会 社 り そ な 銀 行	258,169
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	106,648
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	90,182
株 式 会 社 千 葉 銀 行	69,994
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	58,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,445,226株（自己株式88,774株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,080名
- (4) 大株主（上位10位まで）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エムスリードリームインバスター	658,000	26.9
橋 本 光 伸	506,650	20.7
株 式 会 社 TRM プ ラ ザ ー ズ	251,800	10.3
村 上 直	81,450	3.3
株 式 会 社 エ イ ジ ェ ッ ク	77,400	3.2
株 式 会 社 SBI 証 券	66,357	2.7
荒 池 和 史	44,500	1.8
ネ ク ス ト ・ グ ロ ー ス 株 式 会 社	42,800	1.8
原 島 茂 雄	30,900	1.3
楽 天 証 券 株 式 会 社	22,200	0.9

(注) 1. 当社は自己株式を88,774株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	9,800株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2016年6月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき33,000円（1株当たり83円）（注）
- ③ 新株予約権の行使条件 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2018年6月29日から2026年6月14日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	—	—	—
社外取締役（監査等委員）	3個	普通株式1,200株（注）	1名

（注）2020年9月29日付で実施した株式分割（普通株式1株につき200株に分割）、2021年3月2日付で実施した株式分割（普通株式1株につき2株に分割）に伴い、「新株予約権の行使価額」及び「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

2018年9月6日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき139,000円（1株当たり348円）（注）
- ③ 新株予約権の行使条件 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年9月7日から2028年9月5日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	15個	普通株式6,000株（注）	1名
社外取締役（監査等委員）	—	—	—

（注）2020年9月29日付で実施した株式分割（普通株式1株につき200株に分割）、2021年3月2日付で実施した株式分割（普通株式1株につき2株に分割）に伴い、「新株予約権の行使価額」及び「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	橋 本 光 伸	営業本部管掌 株式会社ネオパートナーズ 取締役
取締役	荒 池 和 史	サービス本部管掌
取締役CFO	森 田 尚 希	経営管理本部管掌 株式会社ネオパートナーズ 代表取締役
取締役（監査等委員）	三 原 宇 雄	三原公認会計士事務所 所長 マープルメトリクス株式会社 代表取締役 株式会社レアジョブ 取締役（監査等委員） 株式会社ビーブリッド 取締役
取締役（監査等委員）	原 島 茂 雄	J G A 税理士法人 代表社員 J Glocal Accounting株式会社 代表取締役 J Glocal Accounting Co., Ltd. (タイ王国) 代表取締役
取締役（監査等委員）	中 川 達 也	染井・前田・中川法律事務所 パートナー

（注）1. 株式会社ネオパートナーズは当社の子会社であります。また、株式会社ネオパートナーズ以外の兼職先と当社に特別な関係はございません。

2. 取締役三原宇雄氏、原島茂雄氏、中川達也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 当社は、取締役三原宇雄氏、原島茂雄氏及び中川達也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 取締役三原宇雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役原島茂雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は次のとおりです。

- ・当社では社外取締役としての独立性を重視しており、監査等委員の全員が社外取締役であること
- ・取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていること
- ・必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていること

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役3名（三原宇雄氏、原島茂雄氏、中川達也氏）と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の会社法上の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役であり、被保険者の保険料を全額会社が負担しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について補填されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、違法行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、決定方針）を決議し、2023年12月22日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。

b. 決定方針の概要

- ・当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の個人別の報酬等の構成は、金銭報酬としての固定報酬及び非金銭報酬としての株式報酬とし、役員賞与、退職慰労金、業績連動報酬等を支給しない。
- ・固定報酬は、他社の役員報酬や当社の従業員給与の水準との比較、中期経営計画の達成度を考慮したうえで、役位、職責、在任年数を総合的に勘案して、指名・報酬委員会での諮問を経て、今後1年分につき定時株主総会後に初めて開催する取締役会において合議のうえ承認して確定することを基本方針とする。
- ・株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主の皆様との中長期にわたる価値共有を実現することを基本方針とする。

- ・株式報酬は譲渡制限付株式とし、各取締役割り当てる株式の数又は額については、株主総会で決議された枠内（年間12,600株以内、総額は年額20百万円以内）で、役位、職責その他諸般の事情を勘案したうえで、指名・報酬委員会での諮問を経て、取締役会において支給の有無や支給株式数を決定し、支給する場合には、定時株主総会後一定の時期に支給する。また、当該譲渡制限付株式は、当該譲渡制限付株式の給付期日から、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとし、所定の事由が生じた場合には無償取得するものとする。
- ・固定報酬と株式報酬の比率については、当社の企業理念を実現する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上のために業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成となるよう、会社の業績、各取締役の役位、職責、在任年数及び成果等を勘案して、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定する。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただいております。その具体的な給付内容については、取締役会にて決定しております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年12月22日開催の第24期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額20百万円以内、株式の上限を年12,600株以内と決議しております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内とご承認いただいております。その具体的な給付内容については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記①に記載のとおり、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において合議のうえ承認して確定しており、取締役その他の第三者に委任しておりません。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	57,879 (－)	48,831 (－)	－ (－)	9,048 (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

- (注) 1. 期末日現在の取締役（監査等委員を除く）は3名、取締役（監査等委員）は3名であります。
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
3. 社外取締役が連結子会社から受けている報酬等はありません。

⑥ 非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年12月22日開催の第24期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は役員退任時を原則とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額200万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年12,600株以内とします。なお、その交付状況は、「2. 株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には開示すべき関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況及び期待役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）	三 原 宇 雄	当期に開催した取締役会のすべて（19回中19回）及び監査等委員会のすべて（13回中13回）に出席しており、監査等委員会の委員長を務めるとともに、議案等について様々な提言を行っております。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の場において議案審議等に必要な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	原 島 茂 雄	当期に開催した取締役会のすべて（19回中19回）及び監査等委員会のすべて（13回中13回）に出席しており、議案等について様々な提言を行っております。主に税理士としての専門的見地から、税務面での情報提供を行うとともに、様々な企業の会計実務に関与している経験に基づき当社のガバナンス強化となる有益な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	中 川 達 也	当期に開催した取締役会のすべて（19回中19回）及び監査等委員会のすべて（13回中13回）に出席しており、議案等について様々な提言を行っております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘する等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。

（注） 本事業報告記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表
(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,432,157	流 動 負 債	558,605
現 金 及 び 預 金	1,018,964	買 掛 金	80,011
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	332,831	1 年内返済予定の長期借入金	183,200
商 品	5,045	未 払 金	30,448
仕 掛 品	22,235	前 受 金	13,333
貯 蔵 品	7,146	リ ー ス 債 務	796
そ の 他	46,227	未 払 法 人 税 等	5,471
貸 倒 引 当 金	△294	未 払 消 費 税 等	37,527
固 定 資 産	366,668	パネルポイント引当金	86,673
有 形 固 定 資 産	31,514	株 主 優 待 引 当 金	9,460
建 物	27,546	未 払 費 用	88,820
リ ー ス 資 産	1,804	そ の 他	22,863
そ の 他	2,163	固 定 負 債	449,706
無 形 固 定 資 産	179,835	長 期 借 入 金	445,289
の れ ん	128,763	リ ー ス 債 務	1,339
顧 客 関 連 資 産	21,266	資 産 除 去 債 務	3,077
ソ フ ト ウ ェ ア	29,804	負 債 合 計	1,008,311
投 資 そ の 他 の 資 産	155,319	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	104,358	株 主 資 本	790,514
差 入 保 証 金	43,961	資 本 金	85,824
そ の 他	6,999	資 本 剰 余 金	284,589
		利 益 剰 余 金	526,974
		自 己 株 式	△106,873
		純 資 産 合 計	790,514
資 産 合 計	1,798,826	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,798,826

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,306,479
売上原価		1,227,556
売上総利益		1,078,923
販売費及び一般管理費		1,068,073
営業利益		10,849
営業外収益		
受取利息	853	
業務受託料	109	
補助金収入	319	
その他	654	1,935
営業外費用		
支払利息	5,130	5,130
経常利益		7,654
特別利益		
子会社株式売却益	1	1
税金等調整前当期純利益		7,655
法人税、住民税及び事業税	8,057	
法人税等調整額	△27,032	△18,975
当期純利益		26,630
親会社株主に帰属する当期純利益		26,630

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,375,266	流 動 負 債	552,816
現 金 及 び 預 金	971,858	買 掛 金	78,753
受 取 手 形	13,851	1年内返済予定の長期借入金	183,200
商 品	5,045	リ ー ス 債 務	796
売 掛 金	306,562	未 払 金	30,306
仕 掛 品	22,197	未 払 費 用	88,820
貯 蔵 品	7,146	未 払 法 人 税 等	1,400
前 払 費 用	41,392	前 受 金	13,333
そ の 他	7,505	預 り 金	21,739
貸 倒 引 当 金	△294	パネルポイント引当金	86,673
固 定 資 産	361,298	株 主 優 待 引 当 金	9,460
有 形 固 定 資 産	31,514	そ の 他	38,332
建 物	27,546	固 定 負 債	449,706
工 具、器 具 及 び 備 品	2,163	長 期 借 入 金	445,289
リ ー ス 資 産	1,804	リ ー ス 債 務	1,339
無 形 固 定 資 産	171,668	資 産 除 去 債 務	3,077
の れ ん	120,597	負 債 合 計	1,002,522
顧 客 関 連 資 産	21,266	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	29,804	株 主 資 本	734,042
投資その他の資産	158,115	資 本 金	85,824
関 係 会 社 株 式	8,312	資 本 剰 余 金	284,589
長 期 前 払 費 用	1,999	資 本 準 備 金	38,200
繰 延 税 金 資 産	103,842	そ の 他 資 本 剰 余 金	246,389
差 入 保 証 金	43,961	利 益 剰 余 金	470,501
		そ の 他 利 益 剰 余 金	470,501
		繰 越 利 益 剰 余 金	470,501
		自 己 株 式	△106,873
		純 資 産 合 計	734,042
資 産 合 計	1,736,564	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,736,564

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,222,734
売上原価		1,192,553
売上総利益		1,030,181
販売費及び一般管理費		1,036,442
営業損失		6,261
営業外収益		
受取利息及び配当金	793	
業務受託料	1,357	
補助金収入	319	
その他	471	2,941
営業外費用		
支払利息	5,130	5,130
経常損失		8,450
特別損失		
子会社株式売却損	537	537
税引前当期純損失		8,987
法人税、住民税及び事業税	2,800	
法人税等調整額	△27,039	△24,239
当期純利益		15,251

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネオマーケティングの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 健 文
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネオマーケティングの2024年10月1日から2025年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月20日

株式会社ネオマーケティング監査等委員会
監査等委員 三 原 宇 雄 ㊞
監査等委員 原 島 茂 雄 ㊞
監査等委員 中 川 達 也 ㊞

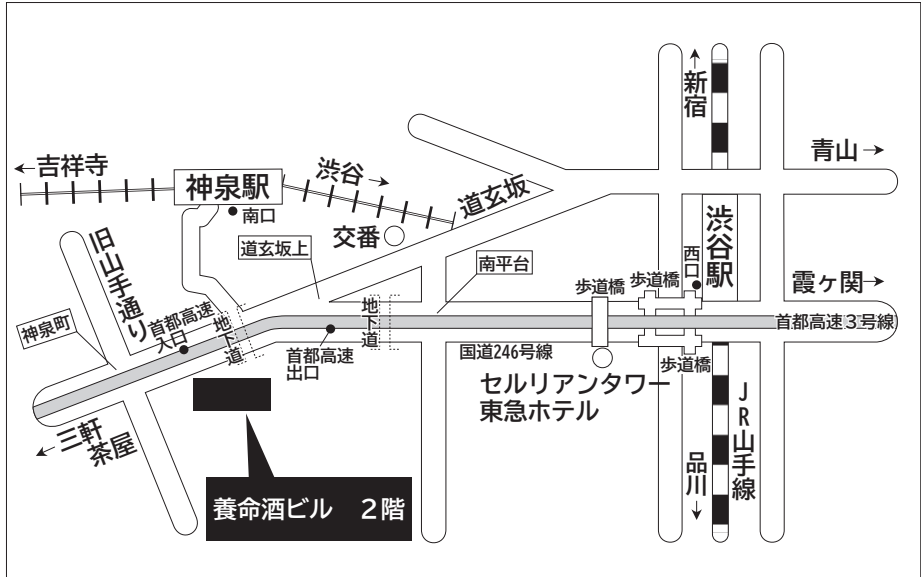
(注) 監査等委員三原宇雄、原島茂雄及び中川達也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都渋谷区南平台町16番25号
養命酒ビル2階 会議室

電話：03-6328-2880（代表）



交通 ●JR渋谷駅西口（南改札）から徒歩約10分
●京王井の頭線 神泉駅南口から徒歩約5分

電子提供措置の開始日 2025年11月29日

第26期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社ネオマーケティング

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性等を確認し、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりであります。

- I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、「経営理念」を共有し、当社グループの取締役及び使用人は、「6つのバリュー」に基づいて行動しております。
 - 2 当社グループの取締役及び使用人が、当社又は子会社における法令ないし定款等に違反する、あるいは違反の疑義がある行為等を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は当社グループの内部監査担当に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議のうえ、是正措置を取るとともに再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させることとしております。
 - 3 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会ないしは代表取締役に見解を述べるとともに、改善策の策定を求めることとしております。
 - 4 当社グループの内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、独立した立場から法令及び定款、社内規程等の遵守状況等について監査し、その結果を代表取締役に報告しております。
 - 5 当社の取締役会は、各取締役の職務執行を監督するため、「取締役会規程」に基づき各取締役は業務の執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視及び監督することとしております。
- II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1 当社の取締役は、株主総会議事録や取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じとする。）を法令及び「文書管理規程」に基づき作成するとともに管理及び保存することとしております。
 - 2 前項で定めた文書等は、各取締役及び会計監査人等が、必要に応じ閲覧ないし謄写可能なこととしております。

Ⅲ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会で決定しております。
- 2 当社の業務執行におけるリスクは、リスクマネジメント委員会では対応方針を策定するとともに、各業務執行取締役がその対応に責任を持ち、重要なリスクについては取締役会で分析及び評価を行い、対応を決定することとしております。
- 3 当社グループにとって重要な投資については、収益性や事業戦略性、組織運営上のリスクを事前に取締役会で十分検討するとともに、事後的なモニタリングを随時実施しております。

Ⅳ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社は毎月定例の取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を実施しております。
- 2 当社は、当社グループの取締役及び使用人が共有する経営計画を年度ごとに策定し、各担当取締役は、グループ全体の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための方法を定めるとともに、定例の取締役会で目標達成の進捗状況についての報告を実施しております。
- 3 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」でその責任者や執行手続等の詳細について定めております。

Ⅴ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 当社グループの業務執行の状況は、定期的に取締役会において報告されております。
- 2 当社グループの経営に関する一定の事項については、当社の関連部署と随時協議を行うとともに、重要事項については当社の取締役会の承認を要することとしております。
- 3 当社子会社の取締役及び使用人は、当社からの経営管理や経営指導内容が法令ないしは定款等に違反すると認められる場合は、当社の監査等委員会又は当社グループの内部監査担当に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議のうえ、是正措置を取るとともに再発防止策を策定することとしております。

Ⅵ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社経営管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしております。
- 2 監査等委員会スタッフの任命や異動については、監査等委員会の事前同意を要することとしております。
- 3 監査等委員会スタッフは、監査等委員会から指示を受けた場合に、当該指示された業務に関しては監査等委員である取締役以外の取締役からの指揮命令を受けないこととしております。

Ⅶ 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社グループの取締役及び使用人は、法令ないしは定款、社内規程等の違反行為他、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には速やかにその報告を行うこととし、また監査等委員会が業務や財産等の調査を行う場合は、積極的に協力することとしております。
- 3 当社グループの内部監査担当は、当社グループの内部監査の実施状況や内部通報制度への通報状況等を監査等委員会に定期的かつ適時に報告することとしております。

Ⅷ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会にいつでも直接報告を行うことができることとしており、当社グループは当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

Ⅸ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社グループは、監査等委員会がその職務の執行に際し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、又は監査等委員会が独自に外部専門家をその職務執行のために利用した場合は、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要と認められない場合を除き、速やかに当該費用又は債務に応じ、処理することとしております。

- X その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 当社の各監査等委員は、その職務のため必要な場合、各会議に自由に参加できることとしております。
 - 2 当社の監査等委員会は、定期的に代表取締役や当社グループの内部監査担当、会計監査人と意見交換を行うこととしております。
- XI 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の付き合いをせず、毅然とした態度でその排除に努めることとしております。また、不当な要求を受けた場合は、警察等と連携し、断固拒否することとしております。
 - 2 当社グループは、反社会的勢力の情報を当社経営管理本部で管理することとしており、取引先との各種契約書等で反社会的勢力の排除を確認するとともに、当該情報を当社グループでの注意喚起等に利用しております。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 監査等委員会による監査・監督
 - ・監査等委員会の委員長を主体として、全体会議その他社内的重要な会議に出席し、意見を述べるなどして業務執行の監督を行いました。また、沖縄なはマーケティングラボ、大阪営業所、仙台営業所、札幌営業所、福岡営業所、横浜オフィス、関西オフィスの拠点については必要に応じて監査等を実施いたしました。
 - ・監査等委員会は、内部監査担当や会計監査人と定期的に協議の機会を設けております。
- ② コンプライアンス
 - ・反社会的勢力の排除に関しては、経営管理本部が外部機関も利用し、関連情報の収集に努めました。
 - ・「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施いたしました。
 - ・法令等への違反、不正行為等の防止や早期発見を目的として、当社の内部監査担当や社外取締役等を窓口とする「ネオほっとライン」を設置しております。
 - ・内部監査担当は、内部監査計画に基づき当社各部署及び子会社に対して内部監査を実施し、当該監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。
- ③ リスクマネジメント委員会
 - ・当社の業務執行において直面するリスクを網羅的に把握してリスクが高いまま放置されないようコントロールすることで業務を円滑に運営するため、リスク管理規程に基づき、四半期に一度、リスクマネジメント委員会を開催しました。
 - ・リスクマネジメント委員会は、代表取締役を議長とし、業務執行取締役、監査等委員会委員長、執行役員、部長で構成されております。
- ④ 指名・報酬委員会
 - ・指名・報酬委員会を随時開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名及び報酬設計並びに個別報酬額について議論を行い、取締役会に諮問しました。

連結株主資本等変動計算書
(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2024年10月1日残高	85,621	285,622	500,343	△61,296	810,290	810,290
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	202	202			404	404
親会社株主に帰属 する当期純利益			26,630		26,630	26,630
自己株式の取得				△59,966	△59,966	△59,966
自己株式の処分		△1,234		14,389	13,154	13,154
連結会計年度中の変動額合計	202	△1,032	26,630	△45,576	△19,776	△19,776
2025年9月30日残高	85,824	284,589	526,974	△106,873	790,514	790,514

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

パイルアップ株式会社

当連結会計年度末において、株式譲渡により、株式会社Zeroを連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

株式会社ネオパートナーズ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

① 仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 商品、貯蔵品

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～30年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

顧客関連資産については、その効果の発現する期間(9年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② パネルポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルへのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

- ① インサイトドリブン、カスタマードリブン、デジタルマーケティング、PR、カスタマーサクセス

上記のサービスは、顧客との契約内容に応じて、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

- ② BtoBマーケティング支援サービス

上記のサービスは、主に顧客との契約に基づき契約期間にわたり継続的に役務を提供する義務を負うため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 事業譲受により発生したのれん及び無形資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	128,763千円
顧客関連資産	21,266千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業譲受の取得対価の決定に当たっては、外部の専門家による事業価値算定の結果を利用しており、当該事業価値は事業計画を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く評価技法を用いております。

そして、事業譲受を実施した際に識別したのれん及び無形資産については、その効果の及ぶ期間のうち既に経過した年数について償却した残額を貸借対照表に計上しております。

のれん及び顧客関連資産の評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、減損兆候の把握を行っております。減損の兆候を把握した場合、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該資産については、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

2. 株式会社ネオマーケティングにおける繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結貸借対照表に含まれる親会社の繰延税金資産計上額

繰延税金資産	103,842千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税負担を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

また、株式会社ネオマーケティングの繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる同社の将来課税所得は、翌年度の事業計画及び中期経営計画の割引前利益を基に見積もり、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,882千円

2. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の機動的な調達を可能とするため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	200,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,530,400株	3,600株	一株	2,534,000株

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	53,674株	47,700株	12,600株	88,774株

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、2025年5月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）

普通株式 54,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としており、資金調達については、事業計画に照らして必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金への充当を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であり、一部を除き金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理を行っております。また、経営管理本部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについては、金融機関より情報を収集し定期的に契約条件の見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループ企業や各部署からの報告に基づき、経営管理本部が資金繰り表を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 長期借入金	445,289	445,303	14
(2) リース債務(固定負債)	1,339	1,312	△27
負債計	446,628	446,615	△13

(注) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「1年以内返済予定の長期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	445,303	－	445,303
リース債務(固定負債)	－	1,312	－	1,312
負債計	－	446,615	－	446,615

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 長期借入金、リース債務(固定負債)の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	175,300	134,124	81,684	54,181	－
リース債務(固定負債)	642	642	53	－	－
合計	175,942	134,766	81,737	54,181	－

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

サービス名	合計
(1) インサイトドリブン	551,139
(2) カスタマードリブン	998,089
(3) デジタルマーケティング・PR	417,053
(4) カスタマーサクセス	233,434
(5) BtoBマーケティング支援サービス	5,800
(6) その他	100,962
顧客との契約から生じる収益	2,306,479
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,306,479

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、支払条件につきましては、履行義務の充足後、契約に定める支払条件により短期のうちに支払いを受けております。主な支払条件は、顧客の検収完了から概ね1か月で支払いを受けており、重要な金融要素を含む取引はありません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	32,701
契約負債（期末残高）	13,333

(注) 契約負債は、主として、顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、30,556千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	323円29銭
1 株当たり当期純利益	10円76銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書
(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	85,621	37,997	247,624	285,622	455,250	455,250
当期変動額						
新株の発行	202	202		202		—
当 期 純 利 益					15,251	15,251
自己株式の取得						
自己株式の処分			△1,234	△1,234		
当期変動額合計	202	202	△1,234	△1,032	15,251	15,251
当期末残高	85,824	38,200	246,389	284,589	470,501	470,501

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△61,296	765,197	765,197
当期変動額			
新株の発行		404	404
当 期 純 利 益		15,251	15,251
自己株式の取得	△59,966	△59,966	△59,966
自己株式の処分	14,389	13,154	13,154
当期変動額合計	△45,576	△31,155	△31,155
当期末残高	△106,873	734,042	734,042

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …… 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品、貯蔵品 …… 先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物 …… 主に定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

工具、器具及び備品 …… 定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～30年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

顧客関連資産については、その効果の発現する期間（9年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) パネルポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルからのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

インサイトドリブン、カスタマードリブン、デジタルマーケティング、PR、カスタマーサクセス

上記のサービスは、顧客との契約内容に応じて、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 事業譲受により発生したのれん及び無形資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
のれん	120,597千円
顧客関連資産	21,266千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業譲受の取得対価の決定に当たっては、外部の専門家による事業価値算定の結果を利用しており、当該事業価値は事業計画を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く評価技法を用いております。

そして、事業譲受を実施した際に識別したのれん及び無形資産については、その効果の及ぶ期間のうち既に経過した年数について償却した残額を貸借対照表に計上しております。

のれん及び顧客関連資産の評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、減損兆候の把握を行っております。減損の兆候を把握した場合、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該資産については、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	103,842千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税負担を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

また、繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる同社の将来課税所得は、翌年度の事業計画及び中期経営計画の税引前利益を基に見積もり、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,882千円

2. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権 4,147千円

短期金銭債務 2,867千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を可能とするため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 200,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 200,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 13,427千円

売上原価 21,043千円

販売費及び一般管理費 500千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 1,248千円

営業外費用 ー千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	53,674	47,700	12,600	88,774

（注）１．自己株式の増加は、2025年５月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

２．普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

パネルポイント引当金	29,279千円
株主優待引当金	3,272千円
未払賞与	9,682千円
子会社株式評価損	1,660千円
資産除去債務	4,593千円
資産調整勘定	31,289千円
税務上の繰越欠損金	240,739千円
その他	9,032千円
繰延税金資産小計	329,548千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△205,930千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,921千円
評価性引当額小計	△216,851千円
繰延税金資産合計	112,697千円
繰延税金負債	
未収事業税	449千円
顧客関連資産	7,511千円
資産除去債務に対応する除去費用	894千円
繰延税金負債小計	8,855千円
繰延税金資産の純額	103,842千円

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	300円19銭
1 株当たり当期純利益	6円16銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。